

基本測量に関する長期計画

— 持続可能な高精度測位社会をささえる測量行政の推進 —

基本測量:すべての測量の基礎となる測量で
国土院が行うもの《測量法第4条》

基本測量に関する長期計画:国土交通大臣が
定める基本測量の長期計画《測量法第12条》

背景

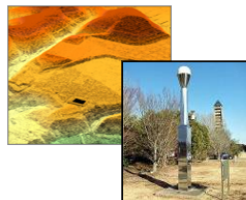
- 社会におけるDXの進展と地理空間情報の活用拡大
- 技術の進展に伴う測位環境の向上
- 安全保障・防災等への更なる意識の高まり

基本方針

- インフラ分野のDX等、

社会のデジタル化を支える基盤的データの整備

- 測量のみならず **測位分野における基本測量の役割増大に対応**
- 社会のニーズに即した、**地図情報の新鮮さの向上と3D化**の推進



国家座標に基づく測位と測量

基盤となる地図情報等の整備

日本の領土・領海等を明示し保全するために不可欠な国土の測量と地図情報整備

- 我が国独自でGNSS衛星の正確な軌道・時刻情報(精密暦)を算出・提供



- 精密重力ジオイド整備を受け、全国の標高を改定。GNSS標高測量を導入

- 電子基準点の維持管理。データ配信システムの抗堪性向上による安定的な補正情報の提供。4次元国家座標の構築。民間等電子基準点の活用拡大。



- 衛星データ活用、AI等の最新技術導入、公共測量成果活用等により、電子国土基本図の更新を効率化

- 地図情報、オルソ画像(空中写真)、地名情報、3次元データ等を整備・更新

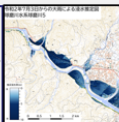
- 領海を根拠づける離島を含め領土の基礎的な地理空間情報を着実に整備・更新

防災減災、災害対応の推進

地理空間情報の提供及び活用推進

- 防災地理情報(主題図等)の整備・提供 ●防災地理情報の活用方法の発信 ●電子基準点等で地震・火山活動による地殻変動の定常監視

- 電子基準点等による地殻変動の把握
- 緊急空中写真撮影等による被害情報調査、浸水推定図の作成・提供
- 各種防災情報システムへの情報配信



- 地理空間情報のインターネット提供の強化



- 産学官連携
- 地理空間情報ライブラリーの充実、分散配備を可能に

測量行政及び国際的な活動

研究開発及び人材育成

- 公共測量に関する調整、成果の収集・閲覧
- 測量新技術のマニュアル・規程の整備

- 多国間枠組での活動(国連、ISO、IGS、IVS等)
- 二国間枠組での協力(JICA専門家派遣、研修受入等)

- 4次元国家座標の構築及び維持管理に資する技術開発
- 地図作成の効率向上・高精度化に関する研究開発

- リスクリング支援の取組への協力
- 資格制度の改善
- 防災・地理教育支援
- 大学生や社会人への技術習得支援